

景観づくりの基準に基づく配慮事項

E 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

事項	景観づくりの基準	配慮の内容	審査欄
位置及び規模	1 敷地外からの出入口は、できる限り限定するとともに、堆積物が道路の公共用地からできる限り見えにくい位置とする。 2 できる限り堆積物の高さを低くするとともに、整然とした堆積に配慮する。		
その他	1 堆積物の形態が長大とならないよう配慮する。ただし、やむを得ない場合は、次のことを工夫する。 (1) 勾配は、できる限り緩やかなものとする。 (2) 周辺の景観と調和した形態とするよう配慮する。 (3) できる限り自然植生と調和した緑化等により修景する。 2 跡地利用計画を考慮した行為の実施に心掛けるとともに、行為終了後、速やかに当該計画を実施する。 3 前記2の場合を除き、行為終了後は、周囲の地形と違和感が生じないよう、その回復に努めるとともに、自然植生と調和した緑化等により速やかな修景を行う。		